

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	<p>教育実習等の時期</p> <p><教育実習></p> <p>「初等中等教育実習（小・中）」は、原則として4年次5月～6月</p> <p>「中等教育実習（中・高）」は、原則として4年次5月～6月</p> <p><学校体験活動></p> <p>「初等中等学校体験活動A」は、原則として1年次5月～7月</p> <p>「初等中等学校体験活動B」は、原則として3年次10月～1月</p>
②	<p>教育実習等の実習期間・総時間数</p> <p><教育実習></p> <p>「初等中等教育実習（小・中）」は、原則として中学校2週間（60時間）以上</p> <p>「中等教育実習（中・高）」は、原則として高等学校2週間（60時間）以上</p> <p><学校体験活動></p> <p>「初等中等学校体験活動A」は、原則として中学校又は高等学校週1回（合計30時間）以上</p> <p>「初等中等学校体験活動B」は、原則として中学校又は高等学校週1回（合計30時間）以上</p>
③	<p>実習校の確保の方法</p> <p><教育実習></p> <p>「初等中等教育実習（小・中）」及び「中等教育実習（中・高）」は、大学が教育委員会や実習予定校と交渉し確保するが、学生自身から出身校など実習希望校の申出があった場合は、学生と大学が連携して実習予定校と交渉し内諾を得る。</p> <p><学校体験活動></p> <p>「初等中等学校体験活動A」及び「初等中等学校体験活動B」は、大学と教育委員会との協議により指定された学校の中から、実習生が希望する実習校を選び内諾を得る。</p>
④	<p>実習内容</p> <p><教育実習></p> <p>「初等中等教育実習（小・中）」及び「中等教育実習（中・高）」は、原則として全60時間中、(1)講話2時間程度、(2)観察3時間以上、(3)指導補助5時間以上、(4)授業実習15時間以上、(5)研究授業1時間以上とする。</p> <p><学校体験活動></p> <p>「初等中等学校体験活動A」及び「初等中等学校体験活動B」は、原則として実習校の指示の下、授業補助、学校行事の運営補助、部活動の指導補助、その他の校務に関する補助を体験する活動として、実習校において合計30時間実施する。実習校の都合により1～2週間集中的に実施することもある。あれば、長期にわたり1日数時間程度ずつ実施する場合もある。</p>
⑤	<p>実習生に対する指導の方法</p> <p>学科と教職・実習サポート室が協働して全体統括し、学科に係る全教職員の連携と分担により、「初等中等教育実習（小・中）」「中等教育実習（中・高）」「初等中等学校体験活動A」及び「初等中等学校体験活動B」の期間中は、どのような事態にも即応できる体制を組む。実習生の指導については、学科教員および教職・実習サポート室職員と実習校の指導教諭との間で連携を図りながら</p>

行う。

<教育実習>

「初等中等教育実習（小・中）」及び「中等教育実習（中・高）」では、各実習生に対して、個別に巡回指導担当教員を配置し、実習期間中に1回以上実習校にて巡回指導を行う。

<学校体験活動>

「初等中等学校体験活動A」及び「初等中等学校体験活動B」では、実習校と事前に連絡を取り合い、活動内容等について検討を行う。実習期間中は、科目担当教員及び教職・実習サポートが窓口となって連携を取る。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

<教育実習>

「初等中等教育実習（小・中）」及び「中等教育実習（中・高）」では、教育実習校へ本学所定の「教育実習成績評価票」を送付し、教育実習校の実習指導結果を集約する。事項別評価（学習指導（専門的知識・技能・基礎学力等）、生徒理解（コミュニケーション能力等）、実習態度（礼儀、責任感、教職への熱意等））及び総合評価をそれぞれ5段階で評価してもらい、大学による教育実習単位評価の基礎資料とする。科目担当教員が実習日誌及び事後レポートの記述内容も反映させ、総合的に教育実習の評価を行う。

<学校体験活動>

「初等中等学校体験活動A」及び「初等中等学校体験活動B」では、実習日誌及び事後レポートの記述内容をふまえて総合的に評価を行う。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

<教育実習>

「中等教育実習事前事後指導」では、4年次4月～5月に16時間（8回）事前指導を行い、6月～7月に14時間（7回）事後指導を行う。

<学校体験活動>

「初等中等学校体験活動A」では、1年次4月～5月に10時間（5回）事前指導を行い、1年次7月に4時間（2回）事後指導を行う。

「初等中等学校体験活動B」では、3年次10月に6時間（3回）事前指導を行い、3年次1月に4時間（2回）事後指導を行う。

② 内容（具体的な指導項目）

<教育実習>

「中等教育実習事前事後指導」は、以下の内容で構成される。

事前指導

- ・実習の意義と目的、概要を理解させる。
- ・各自の実習課題を明確にさせる。
- ・実習日誌の記載方法・内容を理解させる。
- ・学習指導案の作成方法・内容を理解させる。
- ・服装や言葉づかい、礼儀などを理解させる。
- ・ハラスメントの定義・事例と関連法令を理解させる

- ・個人情報保護などの留意事項を理解させる。

事後指導

- ・実習課題への取組を報告・討論させる。
- ・実習時に起きたトラブル、注意されたことを報告させる。
- ・今後の課題を考えさせる。
- ・実習での体験、学びをレポートにまとめさせる。
- ・実習校へのお礼状を作成させる。

<学校体験活動>

「初等中等学校体験活動 A」及び「初等中等学校体験活動 B」で行う事前指導及び事後指導は、以下の内容で構成される。

事前指導

- ・実習の意義と目的、概要を理解させる。
- ・各自の実習課題を明確にさせる。
- ・実習日誌の記載方法・内容を理解させる。
- ・服装や言葉づかい、礼儀などを理解させる。
- ・ハラスメントの定義・事例と関連法令を理解させる
- ・個人情報保護などの留意事項を理解させる。

事後指導

- ・実習課題への取組を報告・討論させる。
- ・実習時に起きたトラブル、注意されたことを報告させる。
- ・今後の課題を考えさせる。
- ・実習での体験、学びをレポートにまとめさせる。
- ・実習校へのお礼状を作成させる。

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

「教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について（令和5年3月29日付4教教人第48号）」等に基づき、以下のとおり取り組んでいる。

学生には上述したとおり、事前指導でハラスメントの定義・事例と関連法令を周知し、加害や傍観の防止を徹底している。相談窓口は教職・実習サポート室に設置し、プライバシー保護と不利益取扱いの禁止を明示して早期相談を促している。実習期間中の問題発生時には、大学が責任をもって実習先と連携し迅速に対応する体制を整えている。また、定期的な自己点検・評価や教職員研修を通じ、ハラスメントの未然防止と対応水準の向上に努めている。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- 委員会等の名称

実習委員会

- 委員会等の構成員（役職・人数など）

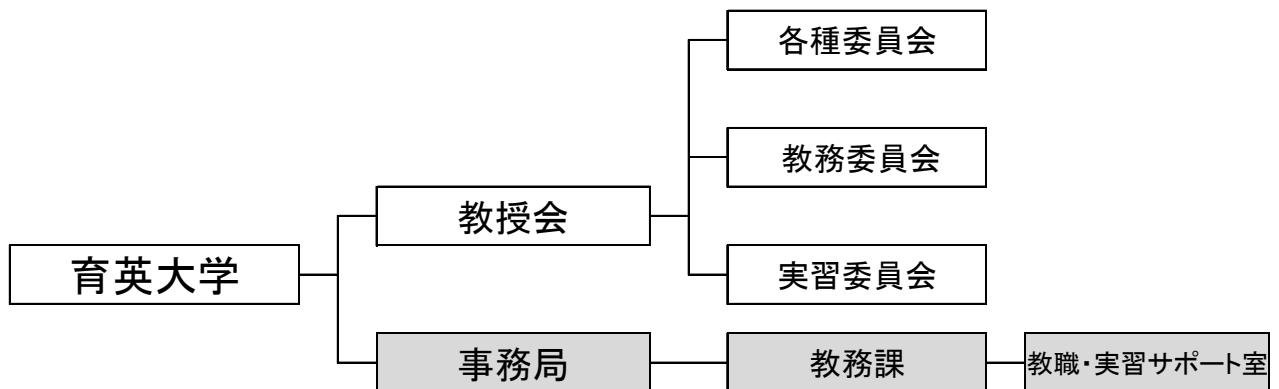
(1) 委員長（学長指名）、(2) 保育・幼児教育、初等教育及び中等教育の分野から選出された教員若干人、(3) 事務局教務課長、(4) その他学長が指名する者 若干人

- 委員会等の運営方法

教授会の下に、実習委員会を置き、毎月1回の定例会議と必要に応じて開催する臨時会議を行う。審議事項は、①学生の実習（介護等体験を含む。以下同じ。）の参加の可否及び実習先の確保に関する事、②実習時期の設定及び実習巡回指導に関する事、③実習に係る相談、助言及び指導に関する事、④実習に係る関係機関との連携及び連絡調整に関する事、⑤各種委員会等から依頼された事項に関する事及び⑥その他実習に関する事について審議する。また、⑦実習の参加要件に関する事及び⑧次年度以降の学事日程上の実習時期に関する事については教務委員会と協議する。

審議事項は、教授会に諮られ、又は報告され、各専攻と事務局が連携して実施に当たる。また、必要に応じて他の委員会と連携・協議して実施に当たる。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- 委員会等の名称

同上

- 委員会等の構成員（役職・人数など）

同上

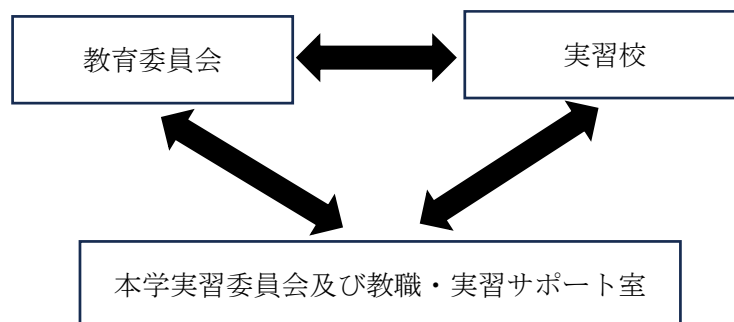
- 委員会等の運営方法

「初等中等学校体験活動A」及び「初等中等学校体験活動B」については、実習委員会及び教職・実習サポート室が窓口となり、教育委員会及び実習校の担当者と協働で実施する。実施の状況については、実習委員等を通じて、各専攻にも報告し、共有することとしている。

【委員会の組織図】

同上

※「初等中等学校体験活動 A」及び「初等中等学校体験活動 B」における大学と学校との連携体制図



4 教育実習の受講資格

<教育実習>

「初等中等教育実習（小・中）」及び「中等教育実習（中・高）」

- ・前提条件 教職に就こうとする明確な意志、健康面
- ・条件1 実習実施年次への進級
- ・条件2 GPA（2年次後期までの累計 GPA2.0 以上）
- ・条件3 修得単位数（2年次後期までに 65 単位以上（「初等中等学校体験活動 A」及び「初等中等学校体験活動 B」の 2 単位は必修））
- ・条件4 日常的な学業生活への態度・姿勢

<学校体験活動>

「初等中等学校体験活動 A」

- ・前提条件 教職に就こうとする明確な意志、健康面
- ・条件1 日常的な学業生活への態度・姿勢
- ・条件2 課題論文の提出（「活動に取り組む理由と抱負」について 800 字程度）

「初等中等学校体験活動 B」

- ・前提条件 教職に就こうとする明確な意志、健康面
- ・条件1 実習実施年次への進級
- ・条件2 GPA（2年次後期までの累計 GPA2.0 以上）
- ・条件3 修得単位数（2年次後期までに 65 単位以上（「初等中等学校体験活動 A」の 1 単位は必修））
- ・条件4 日常的な学業生活への態度・姿勢

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 618 学級、高等学校 155 学級
○	○	学校名	前橋育英高等学校（群馬県前橋市朝日が丘町 13） 学級数：44 生徒数：1381 人
		教員数	110 人 （内訳） 教諭 77 人、講師 31 人、養護教諭 2 人
○	○	学校名	群馬県立高崎商業高等学校（群馬県高崎市東貝沢町 3-4） 学級数：21 生徒数：758 人
		教員数	62 人 （内訳） 教諭 53 人、講師 8 人、養護教諭 1 人
○	○	学校名	群馬県立高崎工業高等学校（群馬県高崎市江木町 700） 学級数：18 生徒数：706 人
		教員数	71 人 （内訳） 教諭 60 人、講師 9 人、養護教諭 2 人

○	○	学校名	群馬県立前橋南高等学校（群馬県前橋市亀里町1） 学級数：15 生徒数：593人		
		教員数	50人（内訳）教諭40人、講師8人、養護教諭2人		
○	○	学校名	群馬県立前橋西高等学校（群馬県前橋市清野町180） 学級数：12 生徒数：471人		
		教員数	46人（内訳）教諭35人、講師10人、養護教諭1人		
○	○	学校名	群馬県立前橋商業高等学校（群馬県前橋市南町4-35-1） 学級数：21 生徒数：821人		
		教員数	56人（内訳）教諭50人、講師5人、養護教諭1人		
○	○	学校名	群馬県立中央中等教育学校（群馬県高崎市新保田中町184） 学級数：24 生徒数：742人		
		教員数	57人（内訳）教諭53人、講師3人、養護教諭1人		
○	○	教育委員会名	高崎市教育委員会	中学校：25校	学級数：313
○	○	教育委員会名	前橋市教育委員会	中学校：20校	学級数：305

教育実習成績評価票

学籍番号 (《学籍番号》)

実習生氏名	《学生氏名》	実習教科	英語		
実習期間		必要出勤日数	出勤日数	遅刻・早退	
自：	年 月 日 ()	日	日	遅刻	日
至：	年 月 日 ()			早退	日

評価 (5:極めて優れている 4:優れている 3:普通である 2:不十分である 1:実習生として問題である)

評価の観点	評価の項目	評価 (該当箇所に○)
学習指導	1、専門的知識・技能・基礎学力	5 4 3 2 1
	2、教材研究	5 4 3 2 1
	3、学習指導能力、授業改善や省察する力	5 4 3 2 1
生徒理解	1、コミュニケーション能力	5 4 3 2 1
	2、教科外の指導 (学級経営、生徒指導など)	5 4 3 2 1
	3、行事・部活動等での同僚との情報連携関係	5 4 3 2 1
実習態度	1、礼儀、責任感、報連相など意志や実行力	5 4 3 2 1
	2、事務・実務能力 (書類管理やノート記入)	5 4 3 2 1
	3、教職への熱意や積極的な学習態度	5 4 3 2 1
総合評価 (該当箇所に ○)		5 4 3 2 1
(総合所見)		
指導教員名	年 月 日	
	実習校名	
	学校長名	印

教育実習受入承諾書

令和 6 年 11 月 28 日

育英大学

学長 石井 學 様

前橋育英高等学校

校長 二渡 諭 司

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻(仮称)設置に当たり、本校を教育実習校として学生を受け入れることを承諾いたします。

1. 所在地 群馬県前橋市朝日が丘町13
2. 生徒数 1381人
3. 学級数 44学級

学校体験活動の受入承諾書

令和 6 年 11 月 28 日

育英大学

学長 石井 學 様

前橋育英高等学校

校長 二渡 諭 司

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）の教職課程において、「学校体験活動」を導入されるにあたり、本校の指示の下で学校体験活動を実施するものとして、貴学学生を受け入れることを承諾します。

【受入れ学級数等】

高等学校 4 4 学級 生徒数 1, 3 8 1 人

(令和6年5月1日現在)

教育実習受入承諾書

令和 6 年 11 月 28 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立高崎商業高等学校
学校長 齋藤 利昭

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）において、中学校一種（英語）および高等学校一種（英語）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の上は、実習生を受け入れることを承諾いたします。

【受入れ学級数等】

高等学校 21 学級 生徒数 758 人
(令和6年5月1日現在)

学校体験活動の受入承諾書

令和 6 年 11 月 28 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立高崎商業高等学校

学校長 齋 藤 利 昭

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）の教職課程において、「学校体験活動」を導入されるにあたり、本校の指示の下で学校体験活動を実施するものとして、貴学学生を受け入れることを承諾します。

【受入れ学級数等】

高等学校 21 学級 生徒数 758 人

(令和6年5月1日現在)

教育実習受入承諾書

令和 6 年 5 月 9 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立高崎工業高等学校

学校長 瀧川 豊 宏

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）において、中学校一種（英語）および高等学校一種（英語）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の上は、実習生を受け入れることを承諾いたします。

【受入れ学級数等】

高等学校 18 学級 生徒数 706 人
(令和6年5月1日現在)

学校体験活動の受入承諾書

令和 6 年 12 月 9 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立高崎工業高等学校
学校長 瀧川 豊 宏

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）の教職課程において、「学校体験活動」を導入されるにあたり、本校の指示の下で学校体験活動を実施するものとして、貴学学生を受け入れることを承諾します。

【受入れ学級数等】

高等学校 18 学級 生徒数 706 人

(令和6年5月1日現在)

教育実習受入承諾書

令和 6 年 12 月 6 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立前橋南高等学校

学校長

原 拓 史



育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）において、中学校一種（英語）および高等学校一種（英語）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の上は、実習生を受け入れることを承諾いたします。

【受入れ学級数等】

高等学校 15 学級 生徒数 593 人

(令和 6 年 5 月 1 日現在)

学校体験活動の受入承諾書

令和6年12月6日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立前橋南高等学校

学校長

原 拓 史



育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）の教職課程において、「学校体験活動」を導入されるにあたり、本校の指示の下で学校体験活動を実施するものとして、貴学学生を受け入れることを承諾します。

【受入れ学級数等】

高等学校 15 学級 生徒数 593 人

(令和6年5月1日現在)

教育実習受入承諾書

令和6年12月4日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立前橋西高等学校

学校長 原 美智子

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）において、中学校一種（英語）および高等学校一種（英語）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の上は、実習生を受け入れることを承諾いたします。

【受入れ学級数等】

高等学校 12 学級 生徒数 471 人
(令和6年5月1日現在)

学校体験活動の受入承諾書

令和 6 年 12 月 4 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立前橋西高等学校

学校長 原 美智子

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）の教職課程において、「学校体験活動」を導入されるにあたり、本校の指示の下で学校体験活動を実施するものとして、貴学学生を受け入れることを承諾します。

【受入れ学級数等】

高等学校 12 学級 生徒数 471 人

(令和6年5月1日現在)

教育実習受入承諾書

令和 6 年 12 月 3 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立前橋商業高等学校
学校長 田島 正徳

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）において、中学校一種（英語）および高等学校一種（英語）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の上は、実習生を受け入れることを承諾いたします。

【受入れ学級数等】

高等学校 2 / 学級 生徒数 821 人
(令和6年5月1日現在)

学校体験活動の受入承諾書

令和 6 年 12 月 3 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立前橋商業高等学校

学校長 田島正徳

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）の教職課程において、「学校体験活動」を導入されるにあたり、本校の指示の下で学校体験活動を実施するものとして、貴学学生を受け入れることを承諾します。

【受入れ学級数等】

高等学校 2 / 学級 生徒数 82 / 人

(令和6年5月1日現在)

教育実習受入承諾書

令和 6 年 12 月 5 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立中央中等教育学校
学校長 春田 晋

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）において、中学校一種（英語）および高等学校一種（英語）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の上は、実習生を受け入れることを承諾いたします。

【受入れ学級数等】

高等学校 24 学級 生徒数 742 人
(令和6年5月1日現在)

学校体験活動の受入承諾書

令和 6 年 12 月 5 日

育英大学

学長 石井 學 様

群馬県立中央中等教育学校
学校長 春田 晋

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）の教職課程において、「学校体験活動」を導入されるにあたり、本校の指示の下で学校体験活動を実施するものとして、貴学学生を受け入れることを承諾します。

【受入れ学級数等】

高等学校 24 学級 生徒数 742 人

(令和 6 年 5 月 1 日現在)

教育実習受入承諾書

令和 6 年 11 月 29 日

育英大学

学長 石井 學 様

高崎市教育委員会

教育長 小林 良江

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）設置に当たり、中学校一種（英語）および高等学校一種（英語）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の上は、下記の学校で実習生を受け入れることを承諾します。

ただし、教育実習生全体の調整を図るため、現時点で実習校を確定することは困難であり、個別の学校名は明記できない旨、ご了承下さい。

記

【管内の受入れ学校数等】

中学校 25 校 313 学級 生徒数 8,953 人
(令和6年5月1日現在)

学校体験活動の受入承諾書

令和 6 年 11 月 29 日

育英大学

学長 石井 學 様

高崎市教育委員会

教育長 小林 良江

育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）の教職課程において、「学校体験活動」を導入されるにあたり、本校の指示の下で学校体験活動を実施するものとして、貴学学生を受け入れることを承諾します。

ただし、教育実習生全体の調整を図るため、現時点で実習校を確定することは困難であり、個別の学校名は明記できない旨、ご了承ください。

記

【管内の受入れ学校数等】

中学校 25 校 3/3 学級 生徒数 2,953 人
(令和6年5月1日現在)

教育実習受入承諾書

令和 7 年 1 月 14 日

育英大学

学長 石井 學 様

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美



育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）設置に当たり、中学校一種（英語）および高等学校一種（英語）の教員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の上は、下記の学校で実習生を受け入れることを承諾します。

ただし、教育実習生全体の調整を図るため、現時点で実習校を確定することは困難であり、個別の学校名は明記できない旨、ご了承下さい。

記

【管内の受入れ学校数等】

中学校 20 校 305 学級 生徒数 7,592 人
(令和6年5月1日現在)

学校体験活動の受入承諾書

令和 7 年 1 月 14 日

育英大学

学長 石井 學 様

前橋市教育委員会

教育長 吉川 真由美



育英大学教育学部教育学科英語教育専攻（仮称）の教職課程において、「学校体験活動」を導入されるにあたり、本校の指示の下で学校体験活動を実施するものとして、貴学学生を受け入れることを承諾します。

ただし、教育実習生全体の調整を図るため、現時点で実習校を確定することは困難であり、個別の学校名は明記できない旨、ご了承ください。

記

【管内の受入れ学校数等】

中学校 20 校 305 学級 生徒数 7,592 人
(令和6年5月1日現在)